

第26回

北播磨総合医療センター

企業団議会定例会会議録

令和4年9月

北播磨総合医療センター企業団

議案の審議結果

議案番号	議案名	議決 年月日	議決の 結果
報告第1号	専決処分について（令和3年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計補正予算（第2号））	R4.9.2	承認
第4号議案	北播磨総合医療センター企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R4.9.2	可決
第5号議案	北播磨総合医療センター企業団病院事業の費用等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	R4.9.2	可決
第6号議案	令和3年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計決算の認定について	R4.9.2	認定
第7号議案	監査委員の選任につき同意を求めることについて	R4.9.2	同意

第26回（令和4年9月）
北播磨総合医療センター企業団議会定例会会議録

◇ 第26回北播磨総合医療センター企業団議会定例会議事日程及び会議に付した事件

令和4年9月2日（金）午後2時開会

- | | | |
|-----|---------------------------|---|
| 第1 | 仮議席の指定について | |
| 第2 | 北播磨総合医療センター企業団議会議長選挙について | |
| 第3 | 北播磨総合医療センター企業団議会副議長選挙について | |
| 第4 | 議席の指定について | |
| 第5 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第6 | 会期の決定について | |
| 第7 | 報告第1号 | 専決処分について(令和3年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計補正予算(第2号)) |
| 第8 | 第4号議案 | 北播磨総合医療センター企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第9 | 第5号議案 | 北播磨総合医療センター企業団病院事業の費用等徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第10 | 第6号議案 | 令和3年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計決算の認定について |
| 第11 | 第7号議案 | 監査委員の選任につき同意を求めることについて |

◇ 出席議員

1番	穂積豊彦	2番	河島信行
3番	内藤博史	4番	山本悟朗
5番	古田寛明	6番	河島三奈
7番	岸本和也	8番	河島泉
9番	新井謙次	10番	村本洋子

◇ 欠席議員（なし）

◇ 説明のため出席した者

企業長	仲田一彦	副企業長	蓬萊務
理事	十都和弘	管理部長	藤原博之
管理部参事	大江雅弘		

◇ 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 山 本 寿

主事 小 林 安 寿

主査 若 尾 俊 範

◇ 議 事

<開会> 午後2時

○議会議務局長（山本寿）

失礼いたします。

本企業団議会の招集をいたしましたところ、議員の皆様方には御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日は企業団議員改選後、最初の本会議でございます。僭越ではございますが、事務局で最初の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、地方自治法第107条の規定に従いまして、議長が選出されるまで、河島信行議員に臨時議長の職務をお願いいたします。

それでは、河島信行議員、臨時議長席へお移りください。

○臨時議長（河島信行）

ただいま御指名を頂きました河島信行でございます。地方自治法の規定に基づきまして、臨時議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから第26回北播磨総合医療センター企業団議会定例会を開会いたします。

<企業長 挨拶>

○臨時議長（河島信行）

この際、開会に当たり、仲田企業長の挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

○企業長（仲田一彦）

第26回北播磨総合医療センター企業団議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公私御多用の中、お繰り合わせの上、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、御承知のとおり、オミクロン株の新たな派生型「BA・5」による第7波が急拡大し、依然として猛威を振るっており、医療機関や保健所は逼迫している状況であります。国からは、医療機関や保健所の負担軽減を図るため、感染者数の全数把握の見直しの方針が示されました。まだ制度の詳細が示されていないため、国や県の動向を注意してまいりたいと思います。

さて、当医療センターにおきましては、院内感染が発生し、当該病棟の入院停止や救急の一部制限などを行いました。皆様方に御心配や御迷惑をお掛

けたことにつきまして、心よりお詫びを申し上げます。

発生直後から、西村病院長を中心にスタッフが一丸となって感染拡大防止に対応し、拡大を最小限に抑え、短期間で収束を迎えることができたと考えております。また、当医療センターでは、新型コロナウイルス感染症患者の受入対応として、昨年5月に新型コロナウイルス感染症重点医療機関の指定を受け、北播磨圏域を中心に多くの患者さんを受入れてまいりました。今後も引き続き、中等症以上の陽性者の受入れを行い、三木市、小野市はもとより、北播磨地域の皆様方の安全・安心な医療体制を確保してまいります。

今年度、当医療センターでは、病院の質について、第三者機関が評価を行う病院機能評価の更新審査の年に当たります。第三者が組織全体の運営管理や提供している医療について評価を行うことで、問題点が明らかになります。今回の受審をよい機会と捉え、問題点の改善に取り組み、当医療センターの体制の一層の充実と医療の質の向上を図ります。現在、9月12日に模擬審査を受審するなど、11月の本審査に向けて各部署において準備を進めているところです。

また、医師の時間外労働の上限規制や連続勤務時間制限などによる過重労働を改善するべく、業務負担の軽減についての協議を進めるとともに、令和5年度の国指定がん診療連携拠点病院の指定に向け、関係機関と調整を進めています。今後は、北播磨地域におけるがん医療の拠点病院として、これまで以上にがん治療水準の向上に努めるとともに、地域におけるがん医療の充実に努めてまいります。

今後も引き続き、地域の皆様がより安心して治療や看護を受けられるよう診療体制を充実し、新型コロナウイルス感染症によるかつて経験のない厳しい診療環境を乗り越え、当医療センターの基本理念であります「患者と医療人をひきつけるマグネットホスピタル」の実現に努めてまいります。

最後になりますが、議員の皆様方におかれましては、ますますの御支援を賜りますとともに、このたびの定例会では慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

<開議>

○臨時議長（河島信行）

ありがとうございました。これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

企業長から資金不足比率報告、病院事業会計予算繰越報告、放棄した債権の報告、また、監査委員から例月現金出納検査結果報告の提出がありました。これらの写しを既にお手元に配布いたしておりますので、御清覧をお願いい

たします。

次に、その他の報告については、議会事務局長から御報告いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（山本寿）

御報告いたします。

現在の出席議員は10名であります。

次に、今期定例会に提出されます議案並びに本日の議事日程は、既にお手元に配布いたしましたとおりでございます。

次に、地方自治法第121条の規定によりまして、説明のため今期定例会に出席を求めました者の職・氏名は、お手元にプリントにて配布いたしますので、朗読を省略させていただきます。

報告事項は以上でございます。

<日程第1 仮議席の指定について>

○臨時議長（河島信行）

これより日程に入ります。

日程第1、仮議席の指定についてであります。

議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま御着席の議席を仮議席として指定いたします。

<日程第2 北播磨総合医療センター企業団議会議長選挙について>

○臨時議長（河島信行）

日程第2、北播磨総合医療センター企業団議会議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○臨時議長（河島信行）

ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長が指名することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○臨時議長（河島信行）

御異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

指名に当たり、議員からの推薦又は立候補はございませんか。

【「議長」の声あり】

○臨時議長（河島信行）

6番、河島三奈議員。

○6番（河島三奈）

4番、山本悟朗議員を推薦いたします。

○臨時議長（河島信行）

ほかに発言はございませんか。

【「なし」の声あり】

○臨時議長（河島信行）

それでは、北播磨総合医療センター企業団議会議長に4番 山本悟朗議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長が指名いたしました山本悟朗議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○臨時議長（河島信行）

御異議なしと認めます。よって、山本悟朗議員が議長に当選しました。この宣告をもって当選通知に代えます。

ここで、議長就任の挨拶がございます。

山本悟朗議員、演壇へお願いします。

<議長 山本悟朗議員 挨拶>

○議長（山本悟朗）

議長就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、議員各位の御推挙によりまして、私が北播磨総合医療センター企業団議会議長の要職に就くことになりましたことは、誠に身に余る光栄でございまして、衷心より感謝とお礼を申し上げますとともに、その責任の重大さを痛感している次第でございます。

北播磨総合医療センター並びに企業団議会の円滑な運営のため、誠心誠意努力いたす覚悟でございます。

何とぞ同僚の議員各位をはじめ、理事者、関係各位におかれましては、さらなる御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（河島信行）

以上をもちまして私の職務は終わりました。皆様方の御協力に対しまして、深く感謝申し上げます。

それでは、議長席を交代いたします。

<日程第3 北播磨総合医療センター企業団議会副議長選挙について>

○議長（山本悟朗）

それでは、議事を継続いたします。

日程第3、北播磨総合医療センター企業団議会副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（山本悟朗）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（山本悟朗）

御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、北播磨総合医療センター企業団議会副議長に3番 内藤博史議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました内藤博史議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（山本悟朗）

御異議なしと認めます。よって、内藤博史議員が当選されました。この宣告をもって当選通知に代えます。

ただいま副議長に当選されました内藤博史議員から就任の挨拶がございます。

<副議長 内藤博史議員 挨拶>

○副議長（内藤博史）

副議長就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、議員各位の御推挙によりまして、私が北播磨総合医療センター企業団議会副議長の要職に就くことになりましたことは、この上もなく光栄に存じますとともに、議員各位に対しまして心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。企業団議会の充実と円滑な運営のため、全力を傾注する所存でありますので、議員各位の一層の御指導と御支援をお願い申し上げます。

のでございます。

また、企業長をはじめ、関係の皆様方には何かとお世話になると存じますが、格別の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本悟朗）

副議長、内藤博史議員の挨拶は終わりました。

<日程第4 議席の指定について>

○議長（山本悟朗）

日程第4、議席の指定についてであります。

お諮りいたします。議席につきましては、議長より指定することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（山本悟朗）

御異議なしと認めます。

議席は、先ほど仮議席として指定いたしました席を議席と指定いたします。

<日程第5 会議録署名議員の指名について>

○議長（山本悟朗）

次に、日程第5、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、議長より指名いたします。

8番 河島泉議員、9番 新井謙次議員、以上2名をお願いいたします。

<日程第6 会期の決定について>

○議長（山本悟朗）

次に、日程第6、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（山本悟朗）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

<日程第7～11、報告第1号、第4号～第7号議案>

○議長（山本悟朗）

日程第7、報告第1号、専決処分についてから、日程第11、第7号議案、監査委員の選任につき同意を求めることについてまでを一括して議題といたします。

仲田企業長から提案理由の説明を求めます。

仲田企業長。

<企業長 提案理由説明>

○企業長（仲田一彦）

このたびの定例会に上程いたしました議案につきましては、専決議案1件、条例議案2件、予算議案1件、人事議案1件の合わせて5件であります。

まず、専決議案では、令和3年度予算の補正予算（第2号）につきまして、緊急を要し、専決処分をしたため、地方自治法の規定に基づき議会に報告し、承認を求めようとするものです。

次に、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律などの一部改正に伴い、地方公務員の育児支援に係る規程を改正する必要があるため、関係条項を改正するものであります。

次に、病院事業の費用等徴収条例の一部を改正する条例につきましては、本年4月の診療報酬改定に伴い、大病院受診時の定額負担制度の負担額が引き上げとなったため、選定療養費に係る関係条項を改正するものであります。

次に、令和3年度会計の決算認定につきましては、法の定めるところに従い、監査委員の意見書を添えて議会の認定を得ようとするものでございます。

最後に、監査委員の任期満了に伴い、監査委員を選任したいので、地方公営企業法の規定により議会の同意を得ようとするものでございます。

なお、議案の詳しい内容につきましては、管理部参事から説明をいたしますので、何とぞ、議員各位におかれましては、一層の御精励を賜り、慎重なる御審議の上、適切なる決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本悟朗）

事務局。

○管理部参事（大江雅弘）

それでは、提案説明をいたします。

まず報告第1号、専決処分について御説明いたします。

議案書の報告1－1ページを御覧ください。

令和3年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計補正予算（第2号）について、緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、議会に報告し承認を求めようとするものです。

次のページを御覧ください。

このたびの専決処分は、物品管理業務の契約満了に伴い、契約上、契約満了時に在庫分を買い取る必要があり、その買取在庫額が令和4年3月31日付けで確定したため、棚卸資産購入限度額の増額補正を行ったものです。

補正の内容としましては、棚卸資産購入限度額を6,883万7,000円

増額し、52億7,696万2,000円とするものです。

次に、第4号議案、北播磨総合医療センター企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案4-1ページからでございます。

このたびの改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部改正に伴い、地方公務員の育児支援に係る規定を改正する必要があるため、関係条項を改正するものです。

改正の内容としましては、正規職員の育児休業について、取得回数を原則1回のところ2回に、加えて男性職員が子の出生後8週間以内に別途取得できる回数を1回のところ2回に緩和し、また、非常勤職員の育児休業について、子の出生後8週間以内に取得する場合の取得要件を緩和するなど、取得方法を柔軟化するものでございます。

なお、この条例は、令和4年10月1日から施行しようとするものでございます。

次に、第5号議案、北播磨総合医療センター企業団病院事業の費用等徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案5-1ページからでございます。

このたびの改正は、本年4月の診療報酬改定において、初期の治療は、地域の医院・診療所などのかかりつけ医で行い、高度で専門的な治療は、病院で行うという医療機関相互の役割分担の推進の観点から、大病院受診時の負担額が引き上げられたことにより、選定療養費に係る関係条項を改正するとともに、消費税法第63条に基づく総額表示に変更するものです。

改正の内容としましては、初診時選定療養費を、医科で税込み5,500円を7,700円に、歯科で3,300円を5,500円に、また再診時選定療養費を、医科で2,750円を3,850円に、歯科で1,650円を2,090円にするとともに、消費税を総額表示、つまり税込み表示に変更するものです。なお、この条例は、令和4年10月1日から施行しようとするものでございます。

次に、第6号議案、令和3年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計決算の認定について御説明いたします。

別冊の令和3年度北播磨総合医療センター企業団病院事業決算書類の12ページをお願いいたします。

まず、事業の報告としまして、上段の(1)総括事項の4つ目の段落になります。令和3年度は、統合から7年半が経過し、内科系18科、外科系1

6科の計34科、前年度から2名増の医師169名の体制でスタートし、機構においては、がん診療及び高度先進医療のさらなる充実を図るため、新たにがん総合診療センター及び先端医療センター低侵襲手術部門を設置したほか、チーム医療のさらなる強化を目的とし、呼吸器センター、外来化学療法センター及び口腔機能管理センターの3つのセンターを新設いたしました。

新型コロナウイルス対応については、昨年5月から第5波の感染拡大に伴い、新型コロナウイルス感染症重点医療機関の指定を受け、中等症以上の陽性者の受入れを行い、全県的なコロナ病床逼迫の解消に寄与しています。この受入れにより、最大で一般病床38床、HCU病床5床を休床したことから、入院患者数はコロナ前に比べ1日当たり40人以上減少しましたが、前年度下期から取り組んでいる経営改善により、休床補償を除く経常損益は、前年度から約3億5,000万円改善の約1億2,000万円の赤字まで抑えることができました。

さらに本年度は、新型コロナウイルス感染症重点医療機関の指定による約14億4,000万円の休床補償により、最終的な経常損益は約13億2,000万円の黒字となりました。しかしながら、休床補償を除く経常損益は3期連続の赤字となり、コロナ禍での経営環境は依然として厳しい状況となっております。

引き続き、感染拡大防止の徹底を図るとともに、地域の医療機関と連携しながら、より質の高い地域医療を確保するため、高度で安心・安全な医療の提供に取り組むとともに、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた病院運営について取り組んでまいります。

次に、アの業務状況は、記載のとおり、入院患者数は延べ12万7,979人、1日平均350.6人で、外来患者数は延べ25万5,737人、1日平均1,056.8人となりました。年度末の使用許可病床数は450床で、救急10床、人間ドック5床を除く稼働病床に対する病床利用率は、80.6%となりました。

イの収支状況、収益的収支では、経常収益は189億8,381万2,000円、経常費用は176億6,418万4,000円で、差引経常損益は13億1,962万8,000円の黒字となり、これに特別収支を加えた本年度の純損益は、12億9,913万3,000円の黒字となりました。

次に、ページを戻っていただいて、2ページを御覧ください。

1の収益的収入及び支出です。収入は、上の表の右から2つ目の列の上段の、税込決算額190億7,138万6,000円でございます。支出は、3ページ、下の表の左から3つ目の列の上段、税込決算額179億9,771万

5,000円となっております。

次に、4ページ、5ページを御覧ください。

2の資本的収入及び支出ですが、収入は、5ページの上段、上の表の左端の列の、税込決算額11億4,324万8,000円でございます。支出は、下の表の左から2つ目の列の上段、税込決算額21億6,523万7,000円となっております。

なお、表の下の欄外に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、10億4,525万3,000円は、損益勘定留保資金等により補填しました。

ページが飛びまして、8ページを御覧ください。

剰余金処分について御説明いたします。

未処分利益剰余金については、年度末残高17億2,026万円全額を翌年度へ繰越しいたします。

以上が決算の認定についての説明でございます。

議案書の方に戻っていただきまして、議案7-1ページを御覧ください。

次に、第7号議案、監査委員の選任につき同意を求めることについて御説明いたします。

北播磨総合医療センター企業団の監査委員のうち、石本成史監査委員の任期満了に伴い、引き続き石本成史氏を選任したいので、地方公営企業法第39条の2第5項の規定により、議会の同意を求めるものです。

以上、提案説明といたします。

○議長（山本悟朗）

これより質疑並びに一般質問に入ります。

通告により、順次、発言を許可します。

10番、村本洋子議員。

○10番（村本洋子）

皆さん、こんにちは。小野市議会の村本洋子でございます。

議長に発言の許可を頂きましたので、通告に基づき発言をさせていただきます。

第1項目、周産期医療について。

少子高齢化社会において、子供を出産する妊婦が減少し、北播磨地域の分娩可能な医療機関の減少や産婦人科医の不足などの問題があります。晩婚化による出産年齢の高齢化や出産のリスクを考えると、北播磨医療センターで出産を希望される方も増加傾向にあると思います。

しかし、ホームページを見ますと、「令和5年2月までの分娩予約は終了し

ました」となっています。適切な医療水準の確保と安心していただける妊婦・分娩管理を維持するためにはやむを得ない対応だと理解しますが、地域の基幹病院として、分娩を希望する妊婦が安心してお産ができる体制の構築が急務です。

そこで、3点について質問させていただきます。

1点目、分娩制限について。

日本の周産期医療の安全性は、世界的に見てもトップクラスにありますが、訴訟リスクや産婦人科医の多忙、勤務時間・時間外の呼び出しの多さ、ハイリスク妊婦やハイリスク新生児の対応など様々な課題が山積しています。産婦人科医が無理をせず継続的に活躍するため、現在、分娩制限を行われていますが、地域の分娩を取り扱う産婦人科病院も激減している中、地域の基幹病院として、分娩を希望する妊婦が安心してお産ができるような体制を整備することについてお考えをお伺いいたします。

2点目、院内助産・助産外来について。

助産師は、保健師助産師看護師法で、助産師の行う業務の範囲について、助産という正常な妊産婦への業務であること（第37条）、助産師が異常を発見したときには医師の診察を受けること（第38条）と規定されています。つまり助産師は、正常な妊産婦への業務が法的に認められています。院内助産・助産外来についてのお考えをお伺いいたします。

3点目、立会い分娩等の再開について。

コロナ禍において現在中止している立会い分娩やマタニティヨガ、マザークラスなどの再開についてのお考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（山本悟朗）

質問に対し、答弁を求めます。

事務局。

○理事（十都和弘）

まず第1項目、1点目、分娩制限についてお答えします。

現在、当医療センターの産婦人科は、常勤医師1名と非常勤医師2名の限られた人員で診察を行っております。また、基礎疾患等があり分娩を行うに当たりリスクのある妊婦さんも含まれていることもあり、当医療センターでの1カ月当たりの分娩件数は、上限をおおむね20件とさせていただいております。そのため、令和5年2月までの分娩は上限までお受けしており、受入れを制限する状況となっているところでございます。

分娩数を増やすためには、言うまでもなく常勤の産婦人科医を増員する必

要があります。しかし、全国的な産婦人科医師不足の影響もあり、非常に困難な状況にあります。地域の基幹病院といたしまして、安全・安心な分娩体制を確保するため、医師の確保はもちろんのこと、分娩の受入れ、新生児・妊産婦管理などが的確に進行、展開できるよう十数名の助産師が病棟に所属し、産婦人科チーム全体で連携し、妊婦さんをサポートしております。

さらに、地域の医療機関、県立こども病院や加古川中央市民病院等とも連携を密にし、安全・安心な周産期医療体制の確保に努めているところでございます。また、当医療センターの分娩機能を維持拡充するため、引き続き関係大学等へ働きかけるとともに、ホームページ等で当医療センターの魅力等をPRするなど、医師及び助産師の確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の院内助産・助産外来についてお答えします。

院内助産は、緊急時の対応が可能な医療機関において、正常経過の妊産婦ケア及び助産を助産師が自立して行う、また、助産師外来は、緊急時の対応が可能な医療機関において、外来で正常経過の妊産婦の健康診査と保健指導を助産師が自立して行うというふうに定義づけられております。

当医療センターでは、次に申し上げる2つの課題があることから、院内助産、助産師外来は行っておりません。1点目は、医師確保に係る課題です。産婦人科の医師は、常勤医1名と非常勤医2名であり、医師不足であるということでもあります。院内助産、助産師外来を行っている医療機関は、多くが複数名の産婦人科医が常駐し、バックアップ体制が充実しているのが実情です。院内助産、助産師外来を導入するには、産婦人科医の確保や助産師の人材育成・充実が必要となりますが、特に産婦人科医の増員は全国的な産婦人科医の不足もあり、非常に困難な状況であります。

2点目は、助産師等の経験に係る課題であります。当医療センターでの分娩数は月約20件と少なく、さらに約6割が分娩リスクを有し、院内助産、助産師外来の対象となる正常お産の件数が少なく、分娩に対する経験を積まずなどの人材育成を行うことが難しい状況にあります。

なお、当医療センターにおいては、医師の負担軽減に加え、安全・安心に出産ができるよう、また、妊娠中の不安軽減や、楽しくマタニティライフを過ごし楽しく育児ができるように、1つに妊娠12週、26週、36週、39週ごろの妊婦さん、2つに御相談のある妊婦さん、3つに産後1カ月健診のお母さんと赤ちゃんなどを対象に、保健指導を中心とした助産師による、名称として助産師外来を実施しております。これは令和3年度の実績といたしましては816件に上っております。

国のガイドラインに沿った院内助産や助産師外来を行うためには、産婦人科医と助産師とが役割を分担し、効率的な医療提供体制を構築する必要があることから、今後の北播磨地域における周産期医療の需要と供給のバランスを見極めながら、体制の整備について検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の立会い分娩等の再開についてお答えします。

当医療センターでは、院内感染の発生を防止するため、入院患者さんの面会を禁止しております。また、入院前のスクリーニング検査、外来時の健康状態の確認、外部からの関係者の立入り制限など様々な感染対策を行っており、御利用の皆様にも御不便をおかけしている状況でございます。このような状況の下で、立会い分娩については、新型コロナウイルスの持ち込みリスクが懸念され、リスク低減の観点から現状での再開のめどは立っておりません。また、外部講師と妊婦さんが複数集まるマタニティヨガについては、さらに感染リスクが高くなることから、再開については慎重に検討をする必要があるというふうに考えております。

一方、マザークラスにつきましては、冊子の配布を行うとともに、リスクのある妊婦さん等については保健指導時に個別に指導するなど、できる限りのきめ細やかな対応に努めているところでございます。特に初めての出産を控えた妊婦さんは、より多くの不安を抱え、少しでもその不安を取り除きたいということから、産前の講座や教室への参加、立会い分娩への希望も多いと思われまふ。今後の市中感染状況や国、県のコロナ対応等にも注視しつつ、感染リスクと感染対策とのバランスにも配慮し、代替の対応方法や再開時期等について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本悟朗）

答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

以上で村本洋子議員の質問は終わりました。

次に、6番、河島三奈議員の質問を許可いたします。

○6番（河島三奈）

小野市議会の河島三奈でございます。

議長から発言の許可を頂きましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

第1項目、救急外来について。

令和3年の実績において、救急搬送された約半数が、そのまま診察治療で入院の必要なしとして処理されています。年代での割合は、70%が60歳

以上の高齢者で占められています。高齢者が救急搬送に占める割合が高いことは理解できますし、むしろそれが自然なことではないかと思っております。ここで問題になるのが、医学的には入院の必要がないのに環境的、社会的な理由で入院を希望される方々への対応、又は夜間の搬送において帰宅することが物理的に不可能な方々への対応だと考えます。以上のことから、次の2点についてお伺いいたします。

1点目、現在の問題点として、病院側も認識されていますが、医学的に入院の必要はないのに環境的、社会的な事由で入院を希望される方の対応に時間が取られることは、特に救急外来では早急に解決しなければいけない問題だと考えますが、今までどのような取組をされてきたのでしょうか。

2点目、夜中の時間帯に帰宅できないことについて。

特に近年はコロナ禍の中で、面会にかなり厳しい制限があり、入院してしまうとそのまま二度と会えなくなるかもしれないとの理由から、入院を拒否し、自宅に帰りたいけれど、真夜中にはタクシーもなく、処置室で夜が明けるまで待たせていただくこともできないなど、頻繁ではないにしろ切実な問題が起きていると感じています。真夜中に電話して迎えに来てくれる家族なり友人なりがいるならまだしも、老老介護の御家庭や独居高齢者など、交通手段がない方々が存在し、タクシーが動かない午前0時から早朝6時までのたった6時間がこの上なくつらいと感じる方々が存在します。そして、これからも増えていくだろうと考えます。たった6時間を心穏やかに待てるような場所を病院内につくれないか、お伺いいたします。

第2項目、病院の評価について。

早いもので、この病院が開院し10年になります。経営については、職員の皆様をはじめ、徹底的な分析と改善で早い段階から黒字を維持し、市民病院としては十分に誇れる病院であると思っております。ただ、全てにおいて賛否両論あるように、あまり歓迎できない評価を口にされる市民が増えたようにも感じています。開院当初から、診察の待ち時間の長さや会計時の待ち時間の長さについては、つい最近まで続き、病院の努力によって改善され、今では少し落ち着いてきたかと思いますが、今度は病院全体への悪い評価を耳にするようになってきました。以上のことから、次の2点をお伺いいたします。

1点目、市民からの評価について。

毎年決まった時期に行われる患者満足度調査の結果からも、職員の接遇や説明、身だしなみなど、あらゆることにおいて改善されていることは読み取れますが、その中で気になる点が1つあり、入院された理由という項目の中

の選択肢に、「評判がよい」「家族や知人の勧め」というものがあり、その結果が2つとも0%であったことです。後の総合評価の項目では、結果は全く変わるのですけれども、初めにこの結果を見てしまいますと、なぜかと気になり、この選択肢そのものがなぜあるのか、必要なかと思えます。今回の令和3年度のアンケートの対象者は、コロナ禍の制限された中での実施でしたので、過去の結果とは違うかもしれませんが、どのような意図を持ってアンケートをつくっているのか、内容は精査され、見直しがされているのかをお伺いいたします。

2点目、関係する医療機関や市役所などからの評価について。

地域のかかりつけ医の医院や市役所などの関係各位に対しては、満足度調査などはしているのでしょうか。特に市役所などでは、医療費に関して申請書を出し、医師の意見をもらうなどの書類のやり取りなど、膨大な数になると思いますが、その事務業務に関して、お互いに何か改善するべきところがあるなどの意見交換などはしているのかどうかをお伺いいたします。

以上になります。よろしくお伺いいたします。

○議長（山本悟朗）

質問に対し、答弁を求めます。

事務局。

○管理部長（藤原博之）

それでは、御質問にお答えします。

第1項目、1点目、環境的、社会的な事由で入院を希望される方への救急外来対応の取組についてお答えいたします。

初めに、社会的入院について説明をさせていただきます。議員ご指摘のとおり、入院は本来、病状が継続的な看護、又は医学的管理を要するために医療機関にとどめおく措置でございますが、医学的観点からは入院の必要がないにもかかわらず、患者さんやその御家族の生活上の都合で介護の代替策として入院される、それが社会的入院であります。一般的な対策としまして、傷病の治療は医療機関で、要介護状態の介護はソーシャルワークでという考え方から、介護保険制度での対応が進められております。また、入院機能を急性期、回復期、慢性期など、病院、病床ごとに病床の機能を分化するなどの役割分担も明確化されております。

当医療センターでは、北播磨圏域における急性期医療の中核を担う病院としての役割があり、入院治療の必要のない患者さんが入院を希望された場合は、医師からの病状説明で理解をしていただくように努めております。それでも患者さんが状態不安を訴えられた場合には、病状の経過観察目的として

近隣病院への転院搬送を行うこともあります。また、救急隊の方でも、救急搬送をされる際には、基本的には救急搬送された方全てが入院になるとは限らず、帰宅の場合もある旨をお話しいただいているとのことで、今後もできる限りそのような説明をいただくことで御理解いただけるように努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目、夜中の時間帯に帰宅できないことについてお答えいたします。

まず、深夜タクシーの運行状況でございますが、当医療センターで連絡先を掲示しているタクシー会社では、24時間対応できるのは、介護タクシーが数社、タクシー会社が1社であります。しかしながら、一般のタクシーは、行き先が営業エリアとなる神戸市内への場合に限り利用可能という制限があり、三木市、小野市方面への利用は深夜帯はできません。また、加古川市、三田市にもタクシー会社はありまして、そちらの方は営業エリアとはなっておりますが、深夜帯に当医療センターへ配車することは営業上、非常に困難であるという回答を得ております。一方、介護タクシーは、台数等に限りはありますが、条件次第で24時間利用できる場合があります、現在でも利用実績はあるということでございます。

議員御指摘の深夜帯に救急搬送された患者さんで、お帰りになる手段がない方への対応についてであります。現在は待合室で公共交通機関の運行開始まで待機していただくようにしております。また、患者さんの状態によっては、処置室等でお待ちいただくように配慮することもございます。

御質問の新たに待機場所を設営することにつきましては、1つ、現状では救急外来エリアにおいてスペース的に余裕がないこと、2つ、他のエリアでの場所確保には、院内事故発生防止の観点から患者さんの管理に係る新たなマンパワーが必要となってしまうこと、3つ、当医療センターが把握している深夜帯の帰宅困難件数は、昨年1年で本当に数件という件数にとどまっております。非常に限定的であるということ等から、現状において優先度は低いと考えております。したがって、当面は現行の対応、公共交通機関等の運行開始までの時間は待合でお待ちいただくということで、今後も状況を鑑みながら、その時点で最善となる方法で対応をさせていただきたいと考えております。

次に、第2項目、1点目、市民からの評価についてお答えいたします。

市民満足度調査につきましては、平成28年度から行っているものでございますが、1、調査の開始に当たり、様々なサンプルからアンケート内容も精査して作成したこと、2つ、調査結果については経年でトレンド把握をす

る必要があること、3つ、アンケートの記述欄にてフリーに御意見を頂ける形式としていることから、調査内容については変更をしておりません。また、外来エリア、各病棟には御意見箱を設置してありまして、常日頃から、当医療センター病院長以下、幹部職員が、患者さん並びに関係の皆様御意見全てに目を通し、病院としての考え方を院内掲示することとしており、皆様からの評価は幹部職員がダイレクトに認知することとなっております。

ところで令和3年度の調査では、議員御指摘のとおり、入院された理由において、「評判がよい」「家族や知人の勧め」においては0%となっておりますが、以前の調査ではこれらの項目を選択された方が高い割合となっていた時期もありまして、ここ二、三年、徐々に低下しているということになっております。その反面、「よい医師がいる」「専門の診療科がある」などの項目を選択される割合も増加してきてありまして、当医療センターの診療の質ということを御自身で判断いただいている、すなわち、ほかからの勧めとか評価ではなく、御自身で判断されているというふうなところが増えてきたというところも読み取れます。このようなことから、患者満足度調査については、当面は現行の形式で実施してまいりたいと考えております。

次に、2点目、関係する医療機関や市役所などからの評価などについてお答えいたします。

地域のかかりつけ医や市役所に対しての満足度調査ですが、現在はそのような調査はしておりません。満足度調査とは、一般的にCS調査、すなわち顧客満足度を指すもので、調査の目的は、満足度について、サービスの提供側に伝える手段が乏しい利用者の声を聞くために行うというものであると理解しております。このようなことから、当医療センターではCSの観点から、先ほども答弁いたしました患者満足度調査や御意見箱の設置で対応しているところでございます。

一方、市役所や他の医院については、一部では顧客という側面はございますが、通常は業務上の利害関係者であり、時にはサービス提供の主従が入れ替わることがあったり、互いに意思疎通を図る機会が多々あることなどから、一般的な顧客とは状況が異なっております。特にかかりつけ医さんとは日頃から連携をしており、気になる点については直接お申し出いただくことも多く、可能なものは随時対応させていただいております。また、対応できない案件については、その理由を説明し、御理解いただくこともあります。

最近の例として、御紹介いただいた案件に対し、対応が悪いという旨の連絡を頂いたことがあり、早速具体的な内容を確認し、対応した担当者にもヒアリングを行い、その後の対応に生かしたこともございました。このように

関係性がある場合には、一方向のアンケート調査ではなく、双方向の日常のやり取りの中で対応の方がきめ細やかな対応ができることもありますので、今後も御利用の患者さん並びに関係者と、業務上の関係先とは区分をして対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（山本悟朗）

答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

【「議長」の声あり】

○議長（山本悟朗）

6番、河島三奈議員。

○6番（河島三奈）

簡潔なお答えをありがとうございました。

1項目から全部なんですけれども、共通して言えるのが、病院の評判、私の耳に入ってくる、私の周辺から入ってくるような病院全体に対しての評判というものがちょっと気になった点がありましたので、各項目に無理やりでも分けて聞かせていただいたところなんですけれども、再質問は企業長にお伺いをしたいと思います。

開院10年目を迎えます、十年一昔と言われるように、もうそろそろ一から見直す、いろんな分野に関して見直しをかけていくぐらいの時期になってきているのかなというのもありまして、評判ということに対しましては、看護師さんの対応、態度とか、事務員の方の対応とかというのが、玄関に入ったところの壁に、患者の声、意見とかというのが書いてあるので、それを見させていただいていても同じような意見が毎回上がってくると思うんです。それは人材育成のことなのかみたいなのところがありまして、この決算を見ても分かるんですけれども、黒字が出ているのであれば、その予算を人材育成とか接遇改善とか、アンケート調査を見ても改善しているのは分かるんですけれども、もっともっと力を入れて、看護師なり事務員なりの教育というか、質のレベルを上げるための施策を打っていかなければいけない時期なのかなというのも考えております。というか、そうあるべきなのかなと思っております。

その議案にありますように、選定療養費の引上げですかね、これは大病院のことなんですけど、それをここに求められているということは、ここの医療の質をもっともっと上げてください、上げていくべきですよという、医療業界とか国からの求められるものと、市民がこの病院に求めるものというの

は違うのではないかなというのがありまして、患者においては、医療の質が上がってくるというのもすごく歓迎するべきことなんですけれども、一方で、市民が、先生はパソコンの画面ばかり見て患者を見てくれないとかという意見は、昔からここに上がってきていると思うんですね。市民に寄り添うであったりとか、医療の向上、水準を上げていくことの努力もすごく必要なんですけれども、ほんの小さなことだとは思いますが、市民が求めているものに対して、もうちょっと余裕といいますか、優しさといいますか、それを持って対応していくことも市民病院としては必要なかなというのがあります。

私は、この病院は市民病院でしょうという意識がありまして、小野市と三木市の市民病院であるということですね。両市から10億を超える負担金も入っているわけですから、もっと市民病院であるということ意識してほしいというところもあるんです。企業長におきましては、医療の質を上げていく、求められることを叶えていくための病院であるのか、市民病院ということをどのようにお考えになっているのかということをお聞かせいただきたいと思っております。お願いいたします。

○議長（山本悟朗）

再質問に対して答弁を求めます。

仲田企業長。

○企業長（仲田一彦）

御質問ありがとうございます。

医療の質を上げていく、もちろんであります。一方で、先ほど議員から御指摘がありました、市民病院という側面もあります。これまで以上に、また、これまで同様、市民に寄り添った対応もしていくということも両立していかなければならないというふうに思っております。これはなかなか非常に難しい問題であります。その上で、10年ほどたったのでいろんな分野で見直しだという議員の御指摘、そのとおりだと思います。

ただ、前提として申し上げたいのは、当然、節目節目の見直しは必要ではありますが、当病院におきましては、病院長を中心に日頃から不断の見直しを行っておるというふうに、御理解も頂きたいと思っております。先ほどの病院としての医療の質の向上、一方で市民に寄り添った対応、逆に議員も御承知のことと思っておりますが、この北播磨総合医療センターは、三木、小野に限らず北播磨各地域、また加古川や神戸、丹波市からも患者さんを迎え入れております。これは医療には境界がないという当然のところでございます。そうしたことも考えますと、これまでの市民病院と同じような方法で治療に当たるといのは非常に難しくなっておるという現状にあります。今後は当医療

センターの機能を十分に発揮させる、言い換えますと北播磨地域の急性期医療の中核を引き続き担っていくということを念頭に置きながら、一方で患者さんに寄り添う医療を提供していかなければならない、ある意味、相反することを進めていかなければならないわけであります。

今後、その中で、今言われております医師の働き方改革、そして診療報酬改正、これは言い換えますと、どんどんかかりつけ医の方に医療を転換していけという方針、方向であります。この動きによりまして、先ほども答弁にありましたように、それぞれの病院の役割が明確になってくると思います。ただ言えることは、一方で、答弁になっていない部分もあるかもしれませんが、議員御指摘のとおり、市民病院という部分もありますので、当初冒頭、私の提案説明でも申し上げましたが、この病院の基本理念であります、「患者と医療人をひきつけるマグネットホスピタル」を地域と共に築き、理想の医療を提供するという基本理念を肝に銘じ、病院運営に関わっていきたい、両立していききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本悟朗）

答弁は終わりました。

再々質問はありませんか。

6番、河島三奈議員。

○6番（河島三奈）

再々質問という形になりますが、企業長に。

先ほど、もっと看護師や事務員たちの人材育成や、教育とまではちょっと上から目線で偉そうになりますけれども、そちらにもっと予算を割いて、質の高い先生方のレベルにふさわしい周りのサポートできる人材をつくっていったらどうかと一応お聞きしたつもりだったんですけど、それをお答えいただけますでしょうか。

○議長（山本悟朗）

仲田企業長。

○企業長（仲田一彦）

人材育成、質の向上、これも非常に大事なことであります。予算を割いてという話であります。予算が必要な部分があれば当然、予算を割いていかなければいけないというふうに思っております。まずは現状、ドクターについては院長以下、看護部等については看護部長以下、また職員については理事以下と相談しながら、今足りないと言われている、そういう質の向上については進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本悟朗）

以上で河島三奈議員の質問は終わりました。

以上で通告による発言は終わりましたので、これにて質疑並びに一般質問を終結いたします。

これより討論に入ります。討論については、通告がありませんので、これを終結いたします。

これより、報告第1号の専決処分について（令和3年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計補正予算（第2号））を承認することについて採決を行います。

お諮りいたします。

報告第1号の専決処分を承認することに御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（山本悟朗）

御異議なしと認めます。よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

次に、第4号議案、北播磨総合医療センター企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、第6号議案、令和3年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計決算の認定についてまでを一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案どおりに決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（山本悟朗）

御異議なしと認めます。よって、第4号議案から第6号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案の監査委員の選任につき同意を求めることについて採決を行います。

第7号議案の監査委員の選任につき同意することに賛成の議員は御起立をお願いいたします。

【賛成議員起立】

○議長（山本悟朗）

起立全員と認めます。よって、第7号議案は同意することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終わりました。

今期定例会に提出されました案件は、ただいま全部議了いたしました。

<副企業長挨拶>

○議長（山本悟朗）

この際、蓬萊副企業長の挨拶がございます。

副企業長。

○副企業長（蓬萊務）

第26回北播磨総合医療センター企業団議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼と、そして御挨拶を申し上げます。

議員各位には、北播磨総合医療センター企業団職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例等4議案並びに専決処分の報告1件につきまして、慎重に御審議を頂きまして、いずれも適切な御決定を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

当医療センターは、御承知のとおり、平成25年10月の開院以来、本年10月でもって、まさに開院10年目という1つの節目を迎えております。開院以来、医師はじめ医療スタッフも大幅に増加をいたしまして、現在、34の診療科、そして170名を超える医師を擁しまして、入院、外来合わせて年間延べ40万人近い方々の診療を行うなど、当医療センターが掲げる、いわゆる「患者と医療人をひきつけるマグネットホスピタル」、こういう理念で病院が10年経過したわけでありますけれども、この件につきましては着実に築いてまいったところであります。

しかしながら、この2年間は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もありまして、当医療センターに限らず、全国の医療機関、医療従事者には大きな負担が強いられ、現在、医療現場はまさに肉体的、そして精神的な疲弊が充満しているところであります。そういう状況下である厳しい環境でありますけれども、先ほどの決算等で報告がありましたように、結果としては、決算は13億2,000万円の黒字を確保できたということは、やはり病院経営という根幹に関わる観点からすれば、それは多くの皆さん方の努力によってなし得た、このように思っておりますので、評価に値すると思えます。

しかし、その本質の中身を十分精査いたしまして、本当の意味での、いわゆるコロナ禍等の影響なしにでも、この病院が明快な健全経営をやっていけるように今後も努力をしてまいりたいと思っております。

同時に、高齢者人口の割合が増加する一方、労働人口が減少して、自治体の半数がまさに消滅の危機に直面するといわれている2040年頃には、医療の崩壊も懸念されておりました、医療を取り巻く環境は、今後、新興感染症対策、すなわち今のような感染症がなまじ言いましてもそれがずっと続くというようなことも言われる学者もおられます。そういうことで、このよう

な感染症対策をさらに強化するということをはじめ、ますます厳しい状況にあります医師等の働き方改革にどう対応していくか。加えて、地域医療構想の推進等、すなわちこの病院は、単に三木市と小野市だけの病院ではありません。広域連携の中で、その果たし得る機能、役割をしっかりと果たしていかなければならない。そのようなことに対して応えるためにも、診療体制についてドラスティックに再構築する必要が生じている状況であります。

そして、先ほどの本日の一般質問では、周産期医療、まさに人口減少の中で安心して子供を産める環境をどう整えていくか。決して今の状態に満足しているわけではない。しかし、それを取り巻く環境は非常に厳しいがゆえに、単にできないだけではなくて、どのような体制をやっていくことが、さらにそれらに対して少しでも応えることができるかということについては、検討してまいりたいということ为先ほども答弁いたしましたところであります。

そして、救急外来、病院の評価について、先ほどは質問を頂きました。企業長から、明快な我々の考え方というのを述べさせていただきましたけども、要は、10年たった、確かに高度医療の拠点である、医療のベースというのは非常に高い。とはいうものの、やっぱりささやかな市民、住民、特に患者の立場からいいますと、いろんな意味でちょっとした不満も、何とかそれを克服してほしいというそんな切実な思いがあると思います。たかが2時間、3時間待つ時間でも、患者の立場でいいますと、やっぱり10時間近く待ったような印象になる。あるいは、ちょっとした苦情が、どうして聞いてくれないんだと、どうして改善しないんだろうと思うのは、病院という使命があるからであって、ゆえにそのように感じられるのも事実であります。

だからそういった意味では、先ほど企業長がお答えしましたように、きちんとそれに対しては、明快な対応を組織としてやっていくという、これは大事でありますけども、もう一度原点に立って、患者満足度志向、いわゆるCS志向のさらなる充実をしていくためには、広聴のシステムを含めまして、もう一度、小さな苦情、小さな要望を一つ一つ丁寧に拾い上げていく必要があるかと感じております。これは何も今日の答弁だけではなくて、日頃からそのような医師と職員との間で、その件については何回となく情報共有いたしておりますので、その点については御理解いただきたいと思っております。

しかし、結果として、その満足度が明らかに向上しているという事実をつくらなければならないということも事実でありますので、先ほどの救急外来、病院の評価もそれらのところにあるかと思っておりますので、その点は十分御理解いただきたいと思うところであります。

そして、本日議決いただきました、費用等徴収条例の改正における選定療

養費の引上げについても、これはなかなか国家としてこういう状況に今動いているわけですが、何で10月から今度上がるのと、恐らくそういう話が一般的にはなかなか理解できないというところもあろうかと思いますが、しかし、今の取り巻く環境からしましたら、選定療養費の引上げ等についても本質は同じでありまして、病院としての方策を講じることも必要であります。ここが大変なんです。医療サービスの受け手、すなわち患者側も、限られた医療資源をどう有効に利用するかということを考えていかなければならない時期に来ている。すなわちよく市であるんですけど、病院が何をしていくかでありまして、我々市民、住民も、やっぱり病院に対してどうしたらこの病院を守っていけるか、さらに働きやすい環境にして、結果として私たちの医療をどう守ってくれるか、そのようにいわゆる受け手側の意識改革も不可欠である。これは患者側の立場に立つと非常に厳しいことでもありますけれども、その点についても、やはりこういう時期に来ているんだという意識を持っていただくことも大事だろうと思います。

当医療センターは、北播磨地域の中核病院として、地域医療を確保し、住民の生活を守っていく上で、医療人材を集中させ、いかに効率的に医療を提供していくかを考えるとともに、地域の医療機関や行政との連携を強化して、課題にいわゆる先手管理で対応していかなければならない、すなわち先を見据えた対応が必要ということになっております。そのためには、我々理事者側もはじめ、病院幹部が常に感性を研ぎ澄ませ、国、県及び関係機関から真に必要な情報を収集し、タイムリーかつフレキシブルに対応していかなければなりません。

議員各位におかれましても、引き続き、御指導、御鞭撻を頂きますようお願い申し上げますとともに、先ほども申しました当医療センターの将来の姿を見据えた御支援をお願いしたいと考えております。

最後になりましたが、今期定例会に賜りました御精励に感謝を申し上げますとともに、ますます御健勝で、さらなる御活躍を祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

<閉会>

○議長（山本悟朗）

お諮りいたします。

これにて閉会することに御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（山本悟朗）

御異議なしと認めます。よって、第26回北播磨総合医療センター企業団

議会定例会はこれをもって閉会いたします。

<議長閉会挨拶>

○議長（山本悟朗）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、専決処分に係る報告1件と、「北播磨総合医療センター企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」のほか3件の議案を御審議いただく定例会でありました。

議員各位には、会議中、慎重なる御審議を頂き、適切、妥当なる結論を得て、ここに滞りなく議了できましたことは、企業団の運営のため、誠に御同慶に存じますとともに、各位の御精励に対しまして、衷心より深く感謝を申し上げる次第でございます。

また、企業長をはじめ当局各位におかれましては、誠意ある答弁を頂きましたことに感謝申し上げます。

非常に厳しい残暑が続いておりますとともに、新型コロナウイルス感染症がいまだ猛威を振るってはおりますが、議員各位におかれましては、くれぐれも健康に御留意を頂き、ますます御活躍くださいますとともに、北播磨総合医療センターのますますの発展を御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶いたします。

本日は誠にありがとうございました。

<閉会> 午後3時25分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北播磨総合医療センター企業団議会

臨時議長 河島信行

議長 山本悟朗

会議録署名議員 河島 泉

会議録署名議員 新井 謙次